

規 約

びわ湖調理師会

びわ湖調理師会 規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、びわ湖調理師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を滋賀県に置く。

2 本会は理事会の決議によって従たる事務所を新たな地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、ホテル・旅館などの料理長を中心として、行政・企業と連携し、食を通して滋賀県をおもしろく楽しく元気に活性化するために貢献する活動を行い、調理師法に基づく調理師の資質の向上及び合理的な調理技術の発展を図り、国民の食生活の向上と健康の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 調理に関する資料収集及び調査研究並びに知識の普及に関する事業
- (2) 調理技術の向上に関する事業
- (3) 食文化の伝承に関する事業
- (4) 健康の増進及び食育の推進に関する事業
- (5) 機関紙その他刊行物の発行に関する事業
- (6) 講習会の開催等調理師の育成並びに調理師の資質及び技術の向上に関する事業
- (7) 会員の福祉の向上並びに連携に関する事業
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、滋賀県及び日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 本会の事業に賛同して入会する個人。
- (2) 賛助会員 本会の事業に協賛する個人又は団体であつて、理事会の承認を得たもの
- (3) 顧問・相談役 本会の事業に賛同する著名な個人であつて理事会の承認を得たもの。
- (4) 名誉会員 本会に特別の功労があつたもの、又は学識経験者であつて、理事会の推薦により総会の承認を得たもの

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。ただし、名誉会員についてはこの限りではない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になつた時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。ただし、相談役・顧問・名誉会員についてはこの限りではない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によつて当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款その他規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由がある時。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、すべての正・賛助会員をもって構成する。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの付属明細書の承認
- (4) 規約の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分の承認
- (7) その他法令で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催することができる。

(召 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(議 長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正・賛助会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、出席した当該正・賛助会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事の解任
- (3) 規約の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産の設定及び処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。

(議事録)

第18条 総会の議事録については、議事録を作成する。

2 議長及び総会に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員を設置)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上5名以内

2 理事のうち1名を会長、3名以内の副会長とする。

(役員を選任)

第20条 理事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

5 会長、副会長は、自己の職務の執行状況を報告しなければならない。

(役員のパ償責任の免除または限度)

第 22 条 役員は法令に定める任務を怠ったときは、本会に対してこれによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の規定にかかわらず、本会は、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度を控除して得た額を限度として、免除することができる。

3 本会は、外部委員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(役員のパ任)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員のパ任)

第 24 条 理事は、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第25条 理事は、無報酬とする。

- 2 前項の規定に関わらず理事には、その業務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉会長の設置)

第26条 本会には総会の決議により若干名の名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、次の職務を行う。

- (1) 会長の相談に応じること。

- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

- 3 名誉会長の選任及び解任は、総会において決議する。

- 4 名誉会長の報酬は、無償とする。

- 5 前項の規定にかかわらず、名誉会長には、その執務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(顧問・相談役の設置)

第27条 本会には理事会の決議により若干名の顧問・相談役を置くことができる。

- 2 顧問・相談役は理事会から求められた事項について参考意見を述べること。

- 3 顧問・相談役は、理事会において選任及び解任する。

- 4 顧問・相談役の報酬は、無償とする。

- 5 前項の規定にかかわらず、顧問・相談役には、その執務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務の執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 会長、副会長の選定及び解職

(召 集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 32 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 33 条 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事録については議事録を作成する。

2 出席した会長は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が欠席した時は、出席した理事の全員がこれに記名押印しなければならない。

第 7 章 委 員 会

(委員会の設置)

第 35 条 本会に、必要に応じ各種委員会を設置することができる。。

2 委員会の設置及び解散は、理事会においてこれを行う。

(委員会の構成)

第 36 条 前条の委員会の委員は、理事会においてこれを選任する。

2 人員は必要に応じてこれを定める。

(委員会の任務)

第 37 条 委員会は、理事会の命を受けて、必要な業務を行う。

第 8 章 資産および会計

(財産の種別)

第 38 条 本会の財産は、基本財産とその他財産の 2 種とする。

2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会及び総会において定めた財産とする。

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の管理等)

第 39 条 前項の財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って管理するとともに、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 40 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第 42 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書

- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、規約、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 理事の名簿
 - (2) 理事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (3) 運営組織及び事業活動の状況を概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第43条 この規約は、理事会及び総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第45条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

(委任)

第46条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は令和2年5月27日から施行する。